

「平成 31 年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休に係
る資金繰り対策特別相談窓口」の設置について

当協会では、10 連休に伴う資金繰りに関連する中小企業者・小規模事業者の皆様からの相談に対応するため、下記のとおり相談窓口を設置しております。

記

1. 相談窓口の名称 「平成 31 年 4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 連休に係る資金繰り対策特別相談窓口」
2. 設 置 日 平成 31 年 3 月 1 日
3. 設 置 場 所 本所営業部保証一課、保証二課及び各支所

※なお、当協会は、4 月 27 日から 5 月 6 日までの 10 日間は休業となります。
ご相談やお申込等は、余裕を持ってお手続き頂きますようお願い申し上げます。
ご相談がある方は、最寄りの保証協会の相談窓口までご連絡ください。